

屋外広告業登録の手引き

福井県内（※）で屋外広告業を営む方は、知事の登録を受けなければなりません。

※福井市で屋外広告業を営む方は、知事の登録を受けていることを福井市長に届け出るか、福井市長の登録を受けなければなりません。

この手引きは、登録を受けるために必要な申請手続などについて、できるだけ平易に理解していただけるよう作成したものです。

福井県土木部都市計画課

最終更新：令和8年4月

〇はじめに

登録の対象は、「屋外広告業者」の方です。

- ・登録が必要な方は、「広告主から広告物の表示または設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う」方（屋外広告業者の方）です。個人・法人どちらも登録が必要です。登録を受けずに営業を行うことはできません。

登録を受けるには、一定の資格を有する方が必要です。

- ・屋外広告業の登録を受けるには、一定の資格を持つ者（屋外広告士、県の開催する屋外広告物講習会の修了者等）を、業務主任者として営業所ごとに選任できなければなりません。

登録は5年ごとに更新。申請・更新とも手数料が必要です。

- ・5年ごとに登録の更新の申請が必要となります。また登録手数料、更新手数料〔10,000円〕が必要となります。

○目的

違反広告物をなくし、良好な景観を実現するためには、個別の違反広告物対策に加え、常習的に違反を繰り返す業者を取り締まることが効果的と考えられます。

福井県では、悪質な業者を排除して、優良な業者の育成を図り、良好な景観の形成に寄与する広告物が設置される体制を作るために、平成18年4月から、屋外広告業の登録制を導入しました。

○「屋外広告業」の定義

屋外広告業とは、
「屋外広告物の表示または掲出物件（看板の土台等）の設置を行う営業」
をいいます。（屋外広告物法第2条）

すなわち、広告主から広告物の表示または設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

- ・元請、下請を問わず、広告物の「表示または設置工事」を請け負う営業は、屋外広告業に該当します。
- ・次の業者のように「表示または設置工事」を請け負わないものは、屋外広告業に該当しません。
 - ◇看板の製作・印刷のみで、屋外広告物の表示・設置を行わない業者
 - ◇広告代理業者で広告物のデザイン、企画設計のみ行うもの

○登録の義務（条例第30条第1項）

福井県内（※）で屋外広告業を営もうとする者は、知事に屋外広告業の登録申請を行い、登録を受けなければなりません。

※福井市で屋外広告業を営む方は、知事の登録を受けていることを福井市長に届け出るか、福井市長の登録を受けなければなりません。

○有効期間（条例第30条第2項）

登録の有効期間は5年間です。

有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合、有効期間満了日の30日前までに登録を更新する必要があります。

○登録申請手続（条例第31条）

登録を受ける場合には、所定の登録申請書に添付書類を添えて提出します。（正1部）

※なお、支店長名等、法人の代表者でない可能性がある名義での登録申請は原則として受理いたしませんので、あらかじめご了承ください。

<提出書類>

書類の名称（様式番号）	申請者の区分			備考	
	個人	個人	法人		
		未成年者・ 成年被後見人			
登録申請書（様式第20号）	○	○	○	登録申請手数料 （10,000円）	
誓約書（様式第21号）	○	○	○	登録申請者が代表して誓約する<登録拒否事由に該当していないことを誓約するものです>。	
住民票の抄本	申請者	●	●	（コピー可） （法人役員の住民票は、非常勤の役員も提出必要、監査役は不要）	
	法定代理人 （法人の場合は役員 全員必要）	—	●		
	法人役員 （全員必要）	—	—		
	業務主任者	●	●		
登記事項証明書 （登記簿謄本）	—	（法定代理人 が個人） — （法定代理人 が法人） ○	○	（原則コピー不可） ※「 原本証明 」を行ったコピーは提出可能。 （原本証明）コピーした書類に①「この写しは原本に相違ありません」と記入し、②記入年月日、③法人名、④代表者氏名を記入のうえ⑤押印したもの。	
略歴書 （様式第22号）	申請者	○	○	—	法人の場合、 代表者・役員全員 の略歴書が必要（非常勤の役員も提出必要、監査役は不要）
	法定代理人 （法人の場合は役員 全員必要）	—	○	—	
	法人役員 （全員必要）	—	—	○	
業務主任者となる資格を有する書面 （写し）	○	○	○	○	屋外広告物講習会修了証書など
（福井県内で） 現在管理している広告物に関する帳簿	○	○	○	○	平成18年3月以前から屋外広告業を営んでいる業者の 最初の登録申請時のみ 提出。

<登録更新申請について>（条例第30条第3項）

登録有効期間（5年間）の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合、有効期間満了日の30日前までに登録を更新する必要があります。

登録更新手続の場合も、上記の全ての書類を提出する必要があります。（内容変更がない書類も、再度全て提出してください。）

●：福井県内に住所を有する方については、添付を省略することが可能です。

○登録事項変更届出（条例第34条）

登録事項に変更があった場合には、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第26号）に、変更があった事項に応じ、下記の書類を添えて提出します。（正1部）

変更があった事項

<提出書類>

書類の名称 (様式番号)	氏名 (名称)		住所		営業所	法人 役員 (代表者)	法人 役員	業務 主任 者	備 考
	個人	法人	個人	法人					
屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第26号)	○	○	○	○	○	○	○	○	手数料は必要なし
誓約書 (様式第21号)	—	—	—	—	—	○	○	—	登録申請者が代表して誓約
住民票 の抄本	申請者	●	—	●	—	—	—	—	(コピー可) (法人役員の住民票は、非常勤の役員も提出必要、監査役は不要)
	法人役員 (新たに役員となった者に限る)	—	—	—	—	●	●	—	
	業務主任者	—	—	—	—	—	—	●	
登記事項証明書 (登記簿謄本)	—	○	—	○	○	○	○	—	(原則コピー不可) ※「 原本証明 」を行ったコピーは提出可能。 (原本証明) コピーした書類に①「この写しは原本に相違ありません」と記入し、②記入年月日、③法人名、④代表者氏名を記入のうえ⑤押印したもの。
略歴書 (様式第22号)	申請者	—	—	—	—	—	—	—	(非常勤の役員も提出必要、監査役は不要)
	法人役員 (新たに役員となった者に限る)	—	—	—	—	○	○	—	
業務主任者となる資格を有する書面 (写し)	—	—	—	—	—	—	—	○	屋外広告物講習会修了証書など
屋外広告業登録証	○	○	○	○	—	○	—	—	現在交付されている原本

●：福井県内に住所を有する方については、添付を省略することが可能です。

< 重 要 >

平成18年3月以前から屋外広告業を営まれている方が登録申請をする際は、「現在管理中の広告物に関する帳簿（写し）」をご提出ください。

Q. なぜ帳簿提出が必要なのですか？

→ 平成18年3月以前から屋外広告業を既に営まれている方が、福井県内で条例に違反する広告物を設置しているようなことがないか、確認するためです。
改善すべき事項があれば、指導を行います。

Q. 帳簿写しの提出が必要な「管理中の広告物」とは、どのようなものを指すのですか？これまで設置した全ての広告物の帳簿の写しを提出しなければならないのですか？

→ 広告主から発注を受け広告物を設置した後も、広告業者が引続き維持管理を行い続けている広告物（申請時に屋外広告業者名で市町に許可（許可更新申請）を受けなければならないもの）を指します。
また、一定面積以下の自家用広告物等、許可の適用除外となる広告物は提出不要です。

※ なお、屋外広告業の登録を受けた後も設置を請け負った契約について帳簿を作成・保存する義務が発生しますが、登録を受けた後については、請け負った全ての契約について帳簿を作成し5年間保存する義務が発生します。

Q. 帳簿といいますが、どのような書面を提出すれば良いのですか？

→ 次の記入事項を必ず記入した書面である必要があります。

- ①発注者の氏名および住所
- ②広告物等の設置の場所
- ③広告物の名称（または種類）および数量
- ④広告物の表示または設置の年月日
- ⑤請負金額

様式に特に決まりはありませんが、分からない場合「登録の手引き」末尾に記載されている<帳簿の見本>を参考に作成願います。

Q. 管理中の広告物の中に、市役所・町役場に許可申請していないものがあります。また面積基準等に抵触して許可申請できないものがあります。どうすればよいでしょうか？

→ 許可申請を行えば許可を受けられる広告物や、広告物の表示面積を縮小するなどの対応で許可申請可能であれば、速やかに市役所・町役場の担当課に屋外広告物の設置許可申請を行ってください。許可を受けられない広告物は福井県屋外広告物条例の違反となりますので、最終的には撤去をお願いせざるを得ません。

Q. 今後作成する帳簿も、業者名で許可申請した看板だけ帳簿を作成すればよいのですか？

→ いいえ。今後（屋外広告業の登録後）は、請け負った全ての広告物について帳簿を作成し、事業年度の末日から5年間保管する義務があります。

<登録申請手数料>（条例第45条）

新規登録： 10,000円
（登録更新申請時の手数料も上記と同額 [10,000円] です。）

<登録拒否事由>（条例第33条）

登録申請者が次に該当する場合や申請に虚偽がある場合は、登録を拒否します。

- ・本県の登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- ・屋外広告業者で法人であるものが本県の登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその役員であった者で、その処分の日から2年を経過しないもの
- ・本県から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・屋外広告物法に基づく条例（福井県以外の地方公共団体が定める条例も含む。）またはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・申請者の法定代理人が前記のいずれかに該当するもの
- ・法人でその役員のうちに登録拒否の要件に該当する者があるもの
- ・営業所ごとに業務主任者を選任していない者

<申請書類の提出先> ※郵送での申請も受け付けます。

福井県土木部都市計画課
〒910-8580 福井市大手3-17-1
電話 0776-20-0497

○屋外広告業登録証、屋外広告業者登録簿（条例第32条）

- ・登録手続完了後、申請者に「屋外広告業登録証」をお送りします。
- ・申請内容は屋外広告業者登録簿に登載します。
- ・登録簿は福井県都市計画課内で一般の閲覧に供します（どなたでも閲覧可能です）。

○登録業者の義務

<標識の掲示>（条例第40条）

営業所ごとに、屋外広告業者登録票（様式第33号）を掲示しなければなりません。

- ・屋外広告業者登録票には、氏名・名称・商号、代表者氏名、登録番号・登録年月日、営業所名、業務主任者の氏名を記載します（所定の様式・大きさのものを掲示しなければなりません）。

<帳簿の備え付け>（条例第41条）

営業所ごとに、所定事項を記載した帳簿を備え、保存します。

帳簿には、次の事項を記載します。

- ・発注者の氏名および住所
- ・広告物等の設置の場所
- ・広告物の名称（または種類）および数量
- ・広告物の表示または設置の年月日
- ・請負金額

帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間、当該営業所に保存しなければなりません。

※帳簿の様式は特に定めておりません。上記事項が記載してあれば結構です。帳簿のレイアウトが分からない場合、帳簿の見本（別紙参照）を参考に作成してください。

＜業務主任者の選任＞（条例第39条）

登録業者は、営業所ごとに、次のうちから業務主任者を選任します。

- ・屋外広告士（＝大臣登録した試験機関が行う試験の合格者）
- ・屋外広告物講習会（本県開催または他県・政令市・中核市開催のもの）の修了者
- ・職業能力開発促進法による職業訓練指導員（免許職種：広告美術科に限る）、技能士（検定職種：広告美術仕上げに限る）、職業訓練課程修了者（訓練科：広告美術科に限る）

＜業務主任者の業務＞

業務主任者は、次の業務を総括します。

- ・法令の規定の遵守に関すること。
- ・工事の適正な施工その他安全の確保に関すること。

＜変更の届出・廃業の届出＞（条例第34条、第36条）

登録事項に変更があったときは、30日以内に変更の届出（様式第26号）が必要です。

（届出が必要な事項）

- ・登録申請者の氏名、名称または所在地の変更
- ・営業所の名称または所在地の変更
- ・法人の代表者または役員の氏名の変更
- ・法定代理人の氏名、名称または所在地の変更
- ・法定代理人が法人である場合、代表者または役員の氏名の変更
- ・業務主任者の変更

廃業したときは、30日以内に廃業の届出（様式第28号）が必要です。

届出は次の方が行ってください。

- ・死亡した場合 その相続人
- ・法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- ・法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- ・法人が合併および破産手続開始以外の事由により解散した場合 その清算人
- ・福井県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人または屋外広告業者であった法人を代表する役員

○違反に対する措置

＜報告・立入検査＞（条例第44条）

知事は、屋外広告業者に対し、条例の施行に必要な限度において、

- ・その営業につき、必要な報告を求めることができます。
- ・本県職員を営業所その他営業に係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができます。

＜登録取り消し・営業停止処分＞（条例第43条）

次のときは、登録取消しまたは6か月以内の営業停止処分がされることがあります。

- ・不正の手段により登録を受けたとき。
- ・登録拒否の要件に該当することとなったとき。
- ・変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- ・法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反したとき。

※処分を行った場合、福井県報に登載して公示します。また、公示した処分事項に関する帳簿を県で作成・保管し、一般の閲覧に供します。

○罰 則（条例第47～49条）

登録制度に関する違反には、次のとおり罰則が科せられます。

違 反 行 為	罰 則
登録を受けないで屋外広告業を営んだ者	1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
不正の手段により登録を受けた者	
営業停止命令に違反して屋外広告業を営んだ者	
登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
業務主任者を選任しなかった者	20万円以下の罰金
県が求めた報告や立ち入り検査を拒んだり、妨げる等の行為を行った者	
廃業の届出を怠った者	5万円以下の過料
標識を掲示しなかった者	
帳簿を備えなかったり、帳簿に記載すべき事項を記載なかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しなかった者	

○屋外広告業の登録申請 様式集

（福井県屋外広告物条例施行規則 様式）

○様式一覧

<登録申請に必要な書類>

- ・屋外広告業登録申請書（表、裏）【様式第20号】
- ・誓約書【様式第21号】
- ・登録申請者（本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人（法人）の役員）の略歴書【様式第22号】

<登録後に作成する必要がある書類>

- ・屋外広告業者登録票【様式第33号】
- ・帳簿<見本>

様式第20号（第25条関係）（表）

年 月 日

収納証明書類貼付欄
【申込番号】

□□□□	—	□□□□	—	□□□□
------	---	------	---	------

(手数料納付システム利用時に記入)

福井県知事 様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、福井県屋外広告物条例第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	福井県屋外広告業登録第 号		
	更新	※登録年月日	年	月	日
フリガナ 氏名および生年月日 (法人にあつては、その商号 または名称、代表者の 氏名および生年月日)	生年月日		年	月	日
	法人・個人の別	1 法人 2 個人			
	住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)				
		郵便番号(—)			
		電話番号() —			
1 福井県の区域 (福井市の区域を除く。)内に おいて営業 を行う営業 所の名称お よび所在地 ならびに業 務主任者の 氏名	営業所の名称	営業所の所在地			業務主任者 氏名
		郵便番号(—)			
		電話番号() —			
		郵便番号(—)			
		電話番号() —			
		郵便番号(—)			
		電話番号() —			

(裏)

2 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名および氏名	職名	フリガナ 氏名	
3 未成年者または成年被後見人である場合の法定代理人の氏名、商号または名称および住所	フリガナ 氏名および生年月日 (法人にあつては、その商号または名称、代表者の氏名および生年月日)	生年月日	年 月 日
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号(—)	電話番号() —
4 法定代理人が法人である場合の役員の職名および氏名	職名	フリガナ 氏名	
5 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

注

- 1 ※印のある欄は、新規登録の場合には記入しないでください。
- 2 「登録の種類」の欄および「法人・個人の別」の欄は、それぞれ該当するものに○印を付してください。

様式第 2 1 号（第 2 6 条関係）

福井県知事 様

誓 約 書

登録申請者、その役員および法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、福井県屋外広告物条例第 3 3 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

（法人の申請者にあつては、名称および代表者の氏名）

様式第33号（第36条関係）

屋外広告業者登録票	
フリガナ 氏名 (法人にあつては、その 商号または名称および 代表者の氏名)	
登録番号	福井県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
業務主任者の氏名	

40 センチメートル

28
センチメートル以上

<帳簿の見本>

注文者の氏名または名称				
注文者の住所	電話番号（ ） —			
広告物等の表示・設置場所				
表示した広告物等の名称・ 種類および数量	名 称 または 種 類		数 量	
表示または設置の年月日	年 月 日			
請負金額				

記入上の注意点

様式第20号（第25条関係）

（表） 年 月 日

収納証明書類貼付欄

【申込番号】

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（手数料納付システム利用時に記入）

福井県知事 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

営業所の住所と異なる場合、こちらの欄には自宅の住所または登記簿上の所在地を御記入ください。

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、福井県屋外広告物条例第31条第1項の規定により、次

更新時には、こちらに**最初の登録**年月日を御記入ください。

登録の種類	新規	※登録番	福井県屋外広告業登録第 号	
	更新	※登録年月日	年	月 日
フリガナ 氏名および生年月日 （法人にあつては、その商号または名称、代表者の氏名および生年月日）		生年月日	年	月 日
		法人・個人の別	1 法人	2 個人
住所 （法人にあつては、主たる住所を御記入ください。）		郵便番号（ - ）		
		電話番号（ ） -		
1 福井県の区域（福井市の区域を除く。）内において営業を行う営業所の名称および所在地	営業所の名称	営業所の所在地	業務主任者の氏名	
	本店	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		

個人事業者の方は、こちらに商号を御記入ください。

こちらの欄には営業所の住所を御記入ください。

営業所が多くて書ききれない場合、一覧表を別途作成して申請書に添付してください。

事業所が1箇所の場合、営業所名「本店」と御記入ください。
なお、事業所が県外の場合も記入が必要です（所属従業員が福井県内で営業を行う営業所は全て御記入ください）。

(裏)

2 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名および氏名	職名	フリガナ氏名	
3 未成年者または成年被後見人である場合の法定代理人の氏名、商号または名称および住所	フリガナ氏名および生年月日 (法人にあつては、その商号または名称、代表者の氏名)	日 年 月 日	
	申請者が未成年者の場合、または成年被後見人の場合、法定代理人の氏名・住所等を御記入ください。 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	号 (-)	電話番号 () -
4 法定代理人が法人である場合の役員の職名および氏名	職名	フリガナ氏名	
法定代理人が法人の場合、役員全員の役職名と氏名を御記入ください（常勤・非常勤を問わず、登記事項証明書に記載されている役員は全員記入が必要です。ただし監査役は不要。）	を受けた 公共団体名	登録年月日	登録番号

法人の場合、役員全員の役職名と氏名を御記入ください（常勤・非常勤を問わず、登記事項証明書に記載されている役員は全員記入が必要です。ただし監査役は不要。）

申請者が未成年者の場合、または成年被後見人の場合、法定代理人の氏名・住所等を御記入ください。

法定代理人が法人の場合、役員全員の役職名と氏名を御記入ください（常勤・非常勤を問わず、登記事項証明書に記載されている役員は全員記入が必要です。ただし監査役は不要。）

注

- ※印のある欄は、新規登録の場合には記入しないでください。
- 「登録の種類」の欄および「法人・個人の別」の欄は、それぞれ該当するものに○印を付してください。

様式第 2 1 号（第 2 6 条関係）

福井県知事 様

誓 約 書

登録申請者、その役員および法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、福井県屋外広告物条例第 3 3 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

（法人の申請者にあつては、名称および代表者の氏名）

誓約書については、法人の場合でも代表者が 1 名御記入いただければ結構です。

登録票は、屋外広告業の登録完了後に作成いただくものです。全ての営業所に掲示してください。

<屋外広告業登録証（様式第33号）の作成例>

屋外広告業者登録票	
フリガナ 氏名 (法人にあつては、その 商号または名称および 代表者の氏名)	マルマルコウコクテン フクイ タロウ 〇〇広告店 福井 太郎
登録番号	福井県屋外広告業登録第〇〇〇号
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
営業所名	〇〇営業所 (営業所が本店等の場合は「本店」と記入)
業務主任者の氏名	福井 花子

40センチメートル以上

28
センチメートル以上

- ※ 屋外広告業登録票は、登録業者各自で作成してください。
- ※ 登録票の大きさについて最低限度を定めていますが、材質は指定しておりません（紙で作成可）。
- ※ 作成した登録票は、営業所の見やすい場所に掲示して下さい（屋内・屋外どちらでも結構です）。

<帳簿の作成例>

複数の契約を一枚の用紙に記入できるように、一覧表の形にレイアウトを変更しても差支えありません（記入事項に漏れがないようにしてください）。

注文者の氏名または名称	〇〇株式会社			
注文者の住所	福井市〇〇1丁目2-3 電話番号 (XXXX) XX-XXXX			
広告物等の表示・設置場所	福井市XX2丁目3-14 (所在地表記が困難な場合「〇〇商店本社ビル」「国道〇号線〇〇交差点北東」など具体的に記入してください。)			
表示した広告物等の名称・種類および数量	名称 または 種類	広告板 (〇〇商店)	数量	〇〇㎡ ×1枚
表示または設置の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
請負金額	〇〇〇, 〇〇〇円			

- ※ 帳簿の記載事項は上記のとおり定めておりますが、帳簿のレイアウト（記載事項の配置やデザイン）は記入・管理し易いように変更頂いて結構です。

○お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0497

福井県土木部都市計画課のホームページでは、福井県の屋外広告物規制の内容や条例・様式のダウンロードができますので、ご利用ください。
⇒ <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/koukoku/koukokutop.html>

以下のQRコードを読み取っていただくと、
福井県土木部都市計画課のホームページをご覧いただけます。

